

一般 対象

令和8年度版

松本市自転車駐車場定期使用申込のご案内

〔定期自転車駐車場〕

松本駅北自転車駐車場

松本駅アルプス口自転車駐車場

〔受付期間〕

令和8年3月13日(金)～令和8年4月5日(日)まで
午前8時30分～午後9時00分

※「一般」は通年で申請を受け付けていますが、使用期間は
最長令和9年3月末までとなります。

〔受付場所〕

松本駅北自転車駐車場A棟 管理事務室
(松本市中央1-1-1)

(P) 注意！こちらには駐車場がありませんので、お車での来場はご遠慮ください。

〔持ち物〕・定期使用申込書・遵守事項確認書(※1)へご記入ください。

・定期使用料金(※2)はおつりのないようお願いします。

〔手順〕① 松本駅北自転車駐車場へ、定期使用申込書と遵守事項確認書の提出

② 受け取った定期駐車券を更新機に挿入し、定期使用料金の支払い

③ **令和8年4月1日以降に自転車**を駐輪(自転車の持込みも含む)



※1 定期使用申込書・遵守事項確認書は、市ホームページからダウンロードできます。
松本駅北自転車駐車場にも設置されていますので、ご利用ください。

自転車駐車場使用料金表(※2)

区分		定期使用			
		1か月	3か月	6か月	1年
自転車	一般	1,570円	4,230円	7,530円	13,180円
原動機付自転車		2,610円	7,040円	12,520円	21,920円

※生活保護を受給している方と障害があり各種手帳をお持ちになっている方には、
使用料の減免があります。定期使用申込の際に管理事務室でお手続きください。

申込上の注意

- ・ 駅北B棟は令和9年度に改修工事予定のため、一般の申込期間は最長令和9年3月末までとなります。
- ・ 定期使用は、許可駐車場以外の定期駐車場への入場はできません。
- ・ 自転車購入前の場合は後日、自転車情報(防犯登録等)をご記入いただきます。
- ・ 「遵守事項確認書」は、使用する方が確認して☑してください。
- ・ タイヤサイズが28インチ以上、タイヤ幅が5センチ以上の自転車や三輪自転車
は駐輪できません。
- ・ 駐車場によって原動機付自転車の駐輪可能な大きさが異なります。
- ・ 定期使用期間終了後は、速やかに自転車等の退出をお願いします。



有料自転車駐車場ののご案内

自転車駐車場名	収容台数		使用料	開場時間	原動機付自転車 駐輪可能サイズ (全長mm×全幅mm)
	定期	一時			
松本駅北 自転車駐車場	自転車2,241台 原付24台	取り扱いなし	〔定期〕 表面料金表参照 〔一時〕 自転車 100円/24時間 原付 150円/24時間	午前6時～ 午後11時	1750×700
松本駅アルプス口 自転車駐車場	自転車303台 原付15台	自転車105台 原付10台			1800×600
松本駅お城口広場 自転車駐車場	取り扱いなし	自転車209台 原付10台		24時間	1750×700

※松本駅北及び松本駅お城口広場は、ゲート式駐輪場のため、原動機付自転車駐輪可能サイズ内の場合でも、サイドボックスやリアボックスなどを取り付けた車両は入庫ができません。

(ゲート通過の際、ゲートバー接触による車両損傷の可能性があります)

※上記による車両及び車両付属品の破損については、松本市は責任を負いません。

無料自転車駐車場ののご案内

自転車駐車場名	収容台数	開場時間	駐車可能な車両	原動機付自転車 駐輪可能サイズ (全長mm×全幅mm)
北松本駅前広場自転車駐車場	390台	24時間	・自転車 ・原動機付自転車 (北松本駅前広場お城口、南松本駅臨時、平田駅前広場西口は 排気量50cc以下に限る) ・排気量125cc以下の 自動二輪車 (中条西口に限る) ・排気量250cc以下の 自動二輪車 (村井駅、平田駅東口に限る)	1800×800
島内駅自転車駐車場	108台			1800×800
島高松駅自転車駐車場	54台			2000×800
南松本駅自転車駐車場	250台			1800×800
平田駅前広場自転車駐車場	390台			2300×1000
村井駅自転車駐車場	390台			2000×800
中条自転車駐車場	349台			2000×800

※無料自転車駐車場の使用は申込不要です。 ※市ホームページに地図の掲載があります。

使用上の注意

- ・使用許可後、速やかに自転車後部に駐車場許可シールを貼付してください。
- ・自転車を駐車する際は、必ず施錠をしてください。
- ・放置自転車防止のため、いかなる理由があっても7日以上放置している自転車は、定期的に撤去します。
長期間の駐車はご遠慮ください。
- ・自転車駐車場内における盗難・事故等については、松本市は責任を負いません。
- ・長野県では、令和元年10月から自転車の保険加入が義務となりました。
万が一の事故に備えて自転車損害賠償保険等に加入しましょう。
- ・道路交通法の改正により、すべての自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務となっています。
大切な命を守るため、自転車に乗る際は必ずヘルメットを着用しましょう。

問い合わせ先 指定管理者:東海技研グループ
松本駅北自転車駐車場 電話0263-33-8015
(開場時間 午前6時00分～午後11時00分)

